

利用上の注意

1 調査の目的

この調査は、我が国の卸売・小売事業所を調査し、事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区別し、商業活動の実態を明らかにすることを目的としている。

2 根拠法規

この調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されている。

3 調査の期日

平成19年商業統計調査は、平成19年6月1日現在で実施した。

4 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類」-卸売・小売業」に属する公営、民営の事業所を対象とした。会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店など）も調査の対象とした。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内）の中にある別経営の事業所も調査の対象とした。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていない。

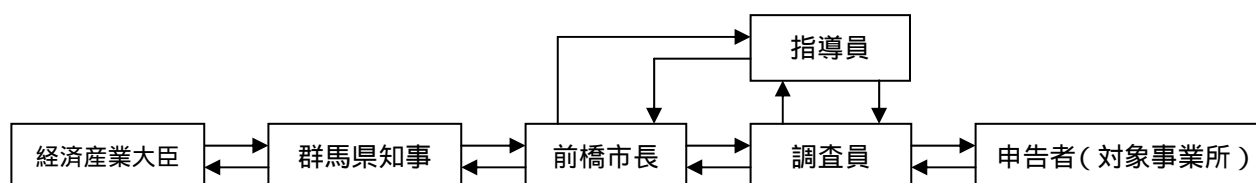
なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても、専従の従業者がいる事業所は調査の対象とした。

については平成19年調査より調査を開始した。

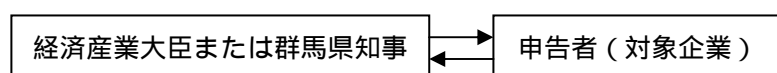
5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおり。なお、調査方法は以下の、による。

申告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する方法による調査員調査方式



商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



6 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品 { 事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など } を販売する事業所

製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）

「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業 { 大分類Q - サービス業（他に分類されないもの） } とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 商店

商店とは、原則として有体的商品の売買活動を行っている事業所をいう。すなわち、一定の場所で商品の卸売、商品売買の代理、仲立又は小売の業務を行っている事業所をいう。

(5) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

(6) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(7) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(8) 従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいい、「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 期間を定めずに雇用されている者

(イ) 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

(ウ) 平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請として別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間で換算したものである。

(9) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。なお、年間商品販売額には消費税額を含む。

(10) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の販売商品に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したものをいう。なお、その他の収入額には消費税額を含む。

(11) 商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品の金額をいう。

(12) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については、売場面積の調査をしていない。

(13) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、次の3つの条件を兼ねている場合をいい、当該事業所の売場面積の50%以上について下記の条件を採用している場合をいう。

客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること。

店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること。

売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること。

(14) 年間商品仕入額（法人事業所のみ）

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいう。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除く。

ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含む。

7 統計表中の記号の用法及び注記

(1) 統計表中の記号は、次のとおり。

「 - 」 …… 該当無し又は調査していないもの

「 0.0 」 …… 単位に満たない数値

「 」 …… マイナス

「 X 」 …… その数値に該当する商店数が1又は2で、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿したことを示したものである。また、この秘匿によっても「 X 」が算出されるおそれのあるものについては、商店数が3以上であっても「 X 」で秘匿した箇所がある。ただし、商店数及び従業者数は、秘匿していない。

(2) 年間商品販売額、その他の収入額及び商品手持額等の数値については、四捨五入の関係で積み上げ数値と合計値は必ずしも一致しない場合がある。

(3) 構成比については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で表示している。そのため、内訳の和が100.0にならない場合がある。

(4) 従業者規模

派遣社員のみで営業している事業所（従業者の合計が0人の事業所）については、従業者規模「2人以下」としている。

(5) 1事業所当たりの年間商品販売額

1事業所当たりの年間商品販売額は、年間商品販売額のない事業所（代理商・仲立業の一部）を除いて計算している。

$$1 \text{ 事業所当たりの年間商品販売額} = \frac{\text{年間商品販売額}}{\text{事業所数}}$$

(6) 従業者1人当たりの年間商品販売額

従業者1人当たりの年間商品販売額は、従業者のいない事業所（臨時雇用者や出向・派遣受入者のみで営業）及び、年間商品販売額のない事業所（代理商・仲立業の一部）を除いて計算している。

従業者数 = 個人事業主及び無給家族従事者 + 有給役員 + 常用雇用者（正社員・正職員 + パート・アルバイト等）

$$\text{従業者1人当たりの年間商品販売額} = \frac{\text{年間商品販売額}}{\text{従業者数}}$$

(7) 就業者1人当たりの年間商品販売額

就業者1人当たりの年間商品販売額は、年間商品販売額のない事業所（代理商・仲立業の一部）を除いて計算している。

なお、就業者数は、「パート・アルバイト等」の従業者について8時間換算したものをを用いている。

就業者数 = 個人事業主及び無給家族従事者 + 有給役員 + 常用雇用者（正社員・正職員 + パート・アルバイト等の8時間換算雇用者） + 臨時雇用者 + 出向・派遣受入者

$$\text{就業者1人当たりの年間商品販売額} = \frac{\text{年間商品販売額}}{\text{就業者数}}$$

(8) 売場面積1㎡当たりの年間商品販売額（小売業のみ）

売場面積1㎡当たりの年間商品販売額は、売場面積を調査していない牛乳小売業、自動車小売業、中古自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業及び訪問販売等により売場面積を有していない事業所を除いて計算している。

$$\text{売場面積 } 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの年間商品販売額} = \frac{\text{年間商品販売額}}{\text{売場面積}}$$

8 産業格付

(1) 一般的な産業分類の格付け

取扱商品が単品の場合は、その商品分類番号で、細分類までを決定する。

取扱商品が複数の場合は、原則として次の方法によって決定する。

卸売業、小売業の決定

年間商品販売額のうち、卸売、小売それぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

産業中分類の決定

で卸売業か小売業のいずれかを決定した後、卸売業に格付けされた場合は卸売販売額、小売業に格付けされた場合は小売販売額の商品分類番号の上位 2 桁で最も多いものによって中分類を決定する。

産業小分類の決定

で決定した中分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位 3 桁で最も多いものによって小分類を決定する。

産業細分類の決定

で決定した小分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位 4 桁で最も多いものによって細分類を決定する。

(2) 販売額が同額の場合の格付け

卸売販売額、小売販売額が同額の場合は、卸売業に格付けする。

卸売販売額、小売販売額とも商品分類番号の上位 2 桁、同 3 桁、同 4 桁が同額の場合は、若い方の番号に格付けする。

(3) 例外的な産業分類の格付け

例外的な産業分類の格付け方法を行っているものは、次のとおり。

卸売業

「4911 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

「4911 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」とは、小分類を生産財、資本財、消費財の3財に分け（別表1 参照）3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業者が100人以上の事業所をいう。

ただし、次の事業所については「4911 各種商品卸売業」から除く。

- ・生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の扱い商品が「524 再生資源卸売」のみの事業所、また、消費財の扱い商品が「549 その他の卸売」のみの事業所。
- ・都道府県経済農業協同組合、全国農業協同組合連合会、スーパーマーケットの本部又は本店、生活協同組合本部など（米麦卸、食料品卸、生活用品卸という商品の性格上販売活動が特定化しているもの）。

「4919 その他の各種商品卸売業」

「4919 その他の各種商品卸売業」とは、生産財、資本財、消費財の3財（別表1 参照）にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が100人未満の事業所をいう。

別表1

財 別	小分類番号	小 分 類 名 称
生産財	5 0 1	繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)
	5 2 2	化学製品卸売業
	5 2 3	鉱物・金属材料卸売業
	5 2 4	再生資源卸売業
資本財	5 2 1	建築材料卸売業
	5 3 1	一般機械器具卸売業
	5 3 2	自動車卸売業
	5 3 3	電気機械器具卸売業
	5 3 9	その他の機械器具卸売業
消費財	5 0 2	衣服・身の回り品卸売業
	5 1 1	農畜産物・水産物卸売業
	5 1 2	食料・飲料卸売業
	5 4 1	家具・建具・じゅう器等卸売業
	5 4 2	医薬品・化粧品等卸売業
	5 4 9	他に分類されない卸売業

「5497 代理商、仲立業」

「5497 代理商、仲立業」とは、これまで、「年間商品販売額」「商品手持額」のない仲立行為専業の事業所のみをいったが、卸売業に格付けされた場合に「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料(割合を販売額に換算したもの)」を比較して仲立手数料が多い事業所をいう。

小売業

「5511 百貨店、総合スーパー」

「5511 百貨店、総合スーパー」とは、衣(中分類56)、食(同57)、住(同58、59、60)にわたる商品(別表2 参照)を小売していて、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。

「5599 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」

「5599 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」とは、衣、食、住にわたる商品(別表2 参照)を小売していて、そのいずれも小売販売額の50%以上に満たない事業所で、従業者が常時50人未満の事業所をいう。

別表2

衣・食・住別	中分類番号	中分類名称
衣	5 6	織物・衣服・身の回り品小売業
食	5 7	飲食料品小売業
住	5 8	自動車・自転車小売業
	5 9	家具・じゅう器・機械器具
	6 0	その他

「5711 各種食料品小売業」

「5711 各種食料品小売業」とは、「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所をいう。

「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」

「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」とは、「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、売場面積の50%以上でセルフサービス方式を採用しており、売場面積が30㎡以上250㎡未満であり、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」とは、小売業に格付けされた事業所のうち、小売販売額に占める「60911 たばこ・喫煙具」の販売額が90%以上の事業所をいう。

ただし、90%に満たない事業所は、「60911 たばこ・喫煙具」以外の商品の販売額によって格付けする。

9 日本標準産業分類について

統計表の数値は、日本標準産業分類の改定(平成14年3月改訂)に伴い、改訂後の産業分類によって作成している。したがって、これまでの数値と比較する際は、注意が必要である。新旧対応表は、巻末の付録を参照のこと。

10 業態区分について(小売業のみ)

業態区分は、多様化する小売業の実態を把握するために、産業分類とは別に分類したものである。業態分類の定義については、9ページを参照。

なお、業態区分における「コンビニエンスストア」は、産業分類「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」と一部定義が異なることに注意する必要がある。

11 本報告書は、経済産業省が平成19年6月1日現在で実施した「商業統計調査」(指定統計第23号)の本市分を市独自に集計したもので、本書に掲載されている数値は、群馬県が公表する「商業統計調査結果」及び経済産業省が公表する「商業統計表」の数値と相違することがある。